

令和元年葛巻町議会9月定例会議 会議録（第1号）

令和元年9月6日（金）

午前10時 開 議

【再 開】	
・町民憲章朗唱		
【会議録署名議員の指名】	
日程第1	会議録署名議員の指名	
【諸般の報告】	
日程第2	諸般の報告	
・例月現金出納検査報告書の配布		
・出張報告		
【町長所信表明演述】	2
日程第3	町長所信表明演述	
【報告第5号～第7号上程、報告】	2
日程第4	報告第5号 平成30年度葛巻町の健全化判断比率について	
日程第5	報告第6号 平成30年度葛巻町の資金不足比率について	
日程第6	報告第7号 葛巻町一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める 条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告について	
【議案第32号～第39号・認定第3号～第6号・同意第1号上程、説明】	3
日程第7	議案第32号 令和元年度葛巻町一般会計補正予算（第2号）	
日程第8	議案第33号 令和元年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算 （第1号）	
日程第9	議案第34号 印鑑条例の一部を改正する条例	
日程第10	議案第35号 葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例	
日程第11	議案第36号 葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	

- 日程第12 議案第37号 葛巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第38号 葛巻町森林環境譲与税基金条例
- 日程第14 議案第39号 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- 日程第15 認定第3号 平成30年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第4号 平成30年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第5号 平成30年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第6号 平成30年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 同意第1号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

【 決算審査結果報告 】 13
監査委員決算審査結果報告

令和元年葛巻町議会9月定例会議 会議録（第1号）

議事日程告示年月日	令和元年8月29日（木）							
再開年月日	令和元年9月6日（金）							
会議の場所	葛巻町役場							
会議年月日	令和元年9月6日（金） 開議10時00分 散会12時04分							
議員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 遅早 遅早 席席刻退	議席番号	議員氏名		出席の有無	議席番号	議員氏名		出席の有無
	1				6	姉帯春治		○
	2	山崎邦廣		○	7	山岸はる美		○
	3	大平守		○	8	辰柳敬一		○
	4	柴田勇雄		○	9	高宮一明		○
	5	鈴木満		○	10	中崎和久		○
会議録署名議員	4番	柴田勇雄		8番	辰柳敬一			
会議の書記	議会事務局長	触沢 誉		議会事務局総務係長	村木晋介			

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名		役職名	氏名	
	町長	鈴木重男		農林環境エネルギー課長	松浦利明	
	副町長	觸澤義美		建設水道課長	中山優彦	
	教育長	吉田信一		教育委員会事務局教育次長	石角則行	
	農業委員会長	深澤進		病院事務局長	大久保栄作	
	代表監査委員	馬渕文雄		農業委員会事務局長	和野康弘	
	総務企画課長	山下弘司		総務企画課室長	大川原洋一	
	政策秘書課長	服部隆行		政策秘書課室長	波紫徳彰	
	住民会計課長	千葉隆則		総務企画課財政係長	近藤桂太	
	健康福祉課長	檜木幸夫				

(開議時刻 10時00分)

議長 (中崎和久君)

朝のあいさつをします。おはようございます。
ただいまから、令和元年葛巻町議会を再開します。
本日の会議に先立ち、葛巻町民憲章の朗唱を行います。
事務局長に主文を先導して朗読させますので、引き続き、全員で朗唱願います。
町民憲章のしおりを準備の上、ご起立ください。

議会事務局長 (触沢誉君)

それでは、朗読いたしますので、引き続き朗唱ください。
葛巻町民憲章、第1章、幸せな輝かしい未来のために、たくましい体力と気力、知性と創造性に満ちた人を育てる、教育の町づくりにつとめます。第2章、明るく楽しい生活のために、きまりを守り、温かい心をもって、互いに助けあう、福祉の町づくりにつとめます。第3章、豊かな美しい郷土のために、自然を愛し、資源の活用に、力を合せて生き生きと働く、産業の町づくりにつとめます。

議長 (中崎和久君)

ご着席ください。
以上で、葛巻町民憲章の朗唱を終わります。
これから、令和元年葛巻町議会9月定例会議を開きます。
ただいまの出席議員は、9名です。
定足数に達していますので、会議は成立しました。
なお、本定例会議の会議日程は、本日から9月13日までの8日間とします。
本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。
これから、本日の議事日程に入ります。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、4番、柴田勇雄君及び8番、辰柳敬一君を指名します。
次に、日程第2、諸般の報告を行います。
はじめに、例月現金出納検査の報告書が監査委員から提出されていますので、その写しをお手元に配布しています。ご参照願います。
次に、出張報告をします。
7月16日、国道281号整備促進期成同盟会総会及び県要望会出席のため、盛岡市に出張しました。
8月1日、盛岡さんさ踊りパレード及び盛岡広域8市町議会正副議長意見交換会出席のため、盛岡市に出張しました。
8月18日、平庭闘牛大会しらかば場所出席のため、久慈市に出張しました。
8月19日、国道281号整備促進期成同盟会要望活動のため、仙台市及び東京都に出

張しました。

8月23日、紫波をまるごと味わう夕べ出席のため、盛岡市に出張しました。

8月27日から28日まで、岩手県町村議会議長会中央研修会出席のため、東京都に出張しました。

これで、出張報告を終わります。

なお、令和元年葛巻町議会7月定例会議から本日までにおいて、葛巻町議会総合条例第121条第1項ただし書きにより、議長において議員を派遣したのは、お手元に配布した資料のとおりですので、これを報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、町長所信表明演述を行います。

町長。

町長（鈴木重男君）

令和元年葛巻町議会9月定例会議が開会されるにあたり、町長再任のあいさつと今後の町政運営について、所信の一端を申し上げます。

平成から令和に改元され、新たな時代が幕を開けた年に、多くの町民の皆様から暖かいご支援を賜り、連続で無投票当選の榮に浴することができ、4期目の町政の舵取り役を担わせていただくことに、心から感謝するとともに、改めて責任の重さを感じているところであります。

この平成の30年を振り返りますと、バブルの崩壊から端を発した長期にわたる経済の低迷、グローバル化社会の到来による格差の拡大、少子高齢化の進展による人口減少、地震、豪雨、台風などの大規模自然災害の発生、情報化社会の到来による社会環境、産業構造の変化など、社会全体が大きく変革した時代でありました。

私が町長に就任した平成19年以降の町を取り巻く環境は、国が強硬に推し進めてきた市町村合併や行財政改革などにより小規模自治体は疲弊し、基礎自治体としての存続が厳しい状況に追い込まれ、平成23年の東日本大震災の発生により社会情勢が混迷した状態に陥り、さらには地方創生、人口減少対策への取り組みが全国的に激化していきました。そうした中、私は、この12年、皆さんの声を結集し、安心を実現する町政、山村の持つ機能を活用した一步先行くまちづくりを基本姿勢に、葛巻らしい、葛巻だからできる施策を各分野において取り組んできたところであります。しかしながら、町の最重要課題である人口減少問題は、なかなか歯止めがかからない状況が続いておりますが、平成27年に策定した町の人口ビジョンの推計に近い推移であり、一定の成果は得られているものと認識をしているところであります。今後、人口減少問題がさらに厳しさを増していく中で、ひと・地域・資源を活かし、一步先行くまちづくりに果敢に挑戦し、夢を実現にするため、私は率先垂範を心がけ実践躬行してまいり次第であります。その上で、今後4年間にわたって町政を担うにあたり、私が考える三つの挑戦を軸としたまちづくりについて申し上げます。

一つ目の挑戦は、安心して暮らせる環境の確立を目指す、魅力あふれるまちづくりであります。町が持つ自然、空間、ゆとりを大切にしながら、町民がこころ安らぐ快適な

生活を送ることができるような住環境を整えていくとともに、安全・安心を実感できる基盤の充実を進め、町民一人ひとりが主役となり、住み続けたいと思えるまちづくりに向け、次の4施策について重点的に挑戦してまいります。

1点目は、若者世代が暮らしたくなる住宅環境の整備であります。人口減少を解決していく上で、若い世代が移住・定住できる魅力ある生活環境の構築は重要であり、これまでも定住住宅の整備や住宅取得に関する助成を行ってきたところであり、さらなる制度の拡充を検討していくほか、空き家となっている物件の有効活用や水洗化率の向上を図り、受入れ環境の強化、充実に努めてまいります。

2点目は、交通ネットワークの充実であります。道路は物流のみならず、救急医療をはじめ地域経済、都市との交流など、地域活動を支える重要な社会資本のひとつで、利便性、安全性、快適性の向上が急務であり、県北地域の沿岸部と内陸とを結ぶ北岩手・北三陸横断道路の整備促進や、まちなか活性化に向けたバイパス機能の強化などのハード面はもとより、子どもや高齢者などの交通弱者のために利便性の高い公共交通の構築など、ソフト面の充実にも取り組んでまいります。

3点目は、安全・安心を守るまちづくりであります。異常気象などによる自然災害が多発する中、自らの命は自らが守るという防災に対する意識を高く持ち、あらゆる災害に対し迅速かつ的確に対処できるように地域防災力の強化や、消防、救急体制の充実に努めるとともに、水道施設の改修や地域医療体制の充実などといった日常生活での安全・安心についても、しっかりと確保してまいります。

4点目は、拠点施設機能の充実であります。少子高齢化が進む中、多様な目的を持つ利用者の利便性を高めるため、各種サービスや機能を集約化した、新たなまちの拠点となる新庁舎、複合施設を整備することで、来訪者の回遊性や、まち場の賑わいを創出するほか、有事の際の防災拠点としての役割を付加することで、流動性のある活発な町民活動を誘発する拠点にしてまいります。

二つ目の挑戦は、次代を担う人材の育成と確保を目指す、光り輝くひとつづくりであります。次代を担う子どもたちが、様々な経験を通して、将来への夢を思い描ける機会の創出に努めるとともに、町の魅力や地域の良さを再認識し、次の時代へ継承していくための新しい時代に即した教育の充実のほか、少子高齢化が進む中で、子どもから若者、高齢者まですべての町民が豊かなころを持ち、共に支え合う思いやりのある社会を構築するため、次の5施策について重点的に挑戦してまいります。

1点目は、子育てしやすい環境の整備であります。若い世代が安心して、在宅での子育てや子育てと仕事を両立することができるよう、全ての園児の保育料の完全無料化や児童生徒の給食費の無料化など経済的な負担の軽減を図るとともに、家庭や地域、職場で支え合う援助体制の充実などに努めてまいります。

2点目は、次代を担う人材教育であります。子育て環境から小中学校、高等学校教育まで連携した教育に取り組むことで、就学前教育の充実、児童・生徒の学力向上を図るほか、国際理解、情報、キャリア教育の充実に努めてまいります。また、葛巻高校の存続、1学年2学級の維持は、教育機会の均等を確保する上で重要であり、引き続き、山村留学制度を推進するとともに、学習塾での学力向上はもとより、郷土理解の醸成など

に取り組んでまいります。

3点目は、高齢者の生きがいづくりと地域福祉の推進であります。現在、町の高齢化率は45パーセントを超える状況にありますが、高齢者が住み慣れた地域で健康に生き生きと暮らせるよう、高齢者の就労の場を拡充し、活躍できる場を確保するとともに、地域包括ケアシステムの充実や心と身体健康づくりのための支援など、介護予防の推進と自主的な健康管理を促進してまいります。

4点目は、文化・スポーツ活動の機会づくりであります。町では、平成28年の希望郷いわて国体の開催を契機に、スポーツイベントと観光を融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを目指す取り組みとしてスポーツツーリズムを推進しており、さらなる拡充に向けた取り組みに発展させていくほか、後継者不足が課題となっている地域の伝統、文化についても、しっかりと次世代に継承できるよう様々な支援を検討してまいります。

5点目は、未来を協創するまちづくりの推進であります。住民ニーズの高度化、多様化や地方創生の取り組みで地域間の競争が激化する中、葛巻だからできる、葛巻にしかできないという個性的で自立したまちづくりを推進していくためには、住民の主体的な参加による地域力の向上が重要であり、多様な分野において参加意識や協創意識の醸成に努めてまいります。

三つ目の挑戦は、地域産業の新たな展開と発展を目指す、元気に満ちたしごとづくりであります。町の持つ様々な魅力や資源を最大限に活かし、酪農や林業、IT産業、エネルギー、商工業など、地域産業の高付加価値化とブランド化を推進するほか、新規就農や起業家支援、企業誘致などにより若者の雇用創出を図り、山村にある力、魅力をより一層輝かせることで、町民所得の向上はもとより、交流人口、移住・定住人口の拡大、増加につなげ、活力と賑わいのあるまちづくりに向け、次の4施策について重点的に挑戦してまいります。

1点目は、基幹産業の新たな展開と発展であります。安全・安心で高品質な農畜産物を生産し、多様化する消費者ニーズに対応していかなければならない一方で、後継者不足や従事者の高齢化が加速している中、効率的で生産性、収益性が高い魅力ある農業を確立するため、新葛巻型酪農構想を推進し、雇用を創出できる経営体の育成に努めてまいります。また、町の面積の86パーセントを占める森林は、林産物を生産する経済的機能と水源涵養や自然環境の保全などの公益的機能を有しており、森林環境譲与税を活用した森林資源循環の取り組みを推進してまいります。さらに、クリーンエネルギー施策では、平成10年に他に先駆けた取り組みを始めてから20年が経過する中、東日本大震災や電力の自由化など、エネルギーを取り巻く環境が変化してきていることから、より安全で安価なエネルギーが供給できるよう、自然エネルギーの地産地消の推進に取り組んでまいります。

2点目は、商店街の賑わいづくりと商工業の発展であります。これまでイベントなどを通じて、まちなかの活性化に取り組んでまいりましたが、より日常的な賑わいに発展させていくため、個店の魅力向上や創業支援などに取り組むとともに、空き店舗の有効活用や町屋旧遠藤邸など、まちなかの拠点となる施設の活用と商工業者との連携によ

り、まちなかエリアの周遊性、回遊性を高めるため、エリアビジョンの実現に努めてまいります。

3点目は、魅力ある雇用の創出であります。経営者の高齢化や後継者の不在、あるいは雇用のミスマッチによる人手不足が深刻な状況にある中で、意欲と熱意を持った起業家を誘致し、新たな雇用の創出に取り組むほか、後継者となる人材の確保と育成を図るため、継業支援による技術の継承を進めるなど、町民所得の向上に取り組み、誰もが安定した生活を送れる環境の構築に努めてまいります。

4点目は、町の資源を活用した観光交流の促進であります。これまで取り組んできた、くずまき型DMO事業を活発化させ、町の特徴や産物を活かした特産品の開発、さらには地域特性を活かした体験型の観光を推進するとともに、トヨタとの包括連携協定の取り組みを加速させ、町の魅力や情報を効率的かつ積極的に発信し、葛巻ファンの増加と誘客促進につなげ、拡大コミュニティを構築してまいります。

以上、町政運営を進めるにあたっての私の所信の一端を述べさせていただきました。新たに令和の時代になり、日本全体が大きな変化、変革で転換期を迎えることになると思われますが、我々基礎自治体は依然として非常に厳しい状況下におかれております。それでも私たちは時代の変化に柔軟かつ適切に対応し、不易流行の精神で先人達がたゆまぬ努力で築き上げてきた郷土くずまきを、さらに発展させていかなければなりません。今後とも職員と一丸となり、行政自らが知恵と行動力を持った組織となり、より質の高いサービスを提供していくことはもとより、協働・協創の精神のもと、町民の皆様との信頼関係、協力関係をより深めながら、共に歩み続け、夢を実現にすることで、町の持つ豊かさや魅力をさらに高め、山村のモデルとして光り輝き続けていきたいと考えております。

議員各位並びに町民の皆様には、深いご理解と一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、町長として全身全霊を傾け町政にあたってまいりますことをお誓い申し上げ、私の再任の挨拶と所信表明とさせていただきます。

議長（中崎和久君）

これで、町長所信表明演述を終わります。

次に、日程第4、報告第5号、平成30年度葛巻町の健全化判断比率についてから、日程第6、報告第7号、葛巻町一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例制定の専決処分報告についてまでの3件を、一括議題とします。

順次、説明を求めます。

総務企画課長。

総務企画課長（山下弘司君）

お疲れ様でございます。

それでは、報告第5号からご説明申し上げます。議案集の1ページをお願いいたします。平成30年度葛巻町の健全化判断比率についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によりまして、健全化判断比率のご

報告を申し上げます。

表の左側、実質赤字比率でございますが、一般会計に係るものでございまして、平成30年度会計も黒字決算でありますことから、赤字比率はございません。その隣、連結赤字比率ですが、これも全会計とも黒字決算ですので、比率なしでございます。次に、実質公債費比率でございますが、6.3パーセントでございます。29年度の5.4パーセントから0.9ポイントほど上昇しておりますが、良好な水準が維持されている状況でございます。右側の将来負担比率ですが、30年度は公営企業債繰入見込み額が増となったほか、基準財政需要額算入見込額が減ったことなどにより、将来負担額が充当可能財源額を上回ったため、16.2パーセント皆増となり、平成23年度以来7年ぶりに将来負担比率が生じたものであります。これは、葛巻病院建設や養護老人ホーム葛葉荘、江川地区水道整備事業など、住民生活に直結した基盤整備事業の財源として借り入れした地方債の増加が主な要因ですが、早期健全化基準である比率350パーセントや、平成29年度の岩手県平均62.3パーセントと比較しても低い状況であり、健全な状況が維持されているものと認識しております。

次に、2ページをお願いいたします。

報告第6号、平成30年度葛巻町の資金不足比率についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によりまして、資金不足比率をご報告申し上げます。

この比率は、公営企業等に関わるものでございまして、農業集落排水事業特別会計が該当いたします。比率につきましては、黒字決算で不良債務が発生しておりませんので、資金不足比率はなしでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

報告第7号、葛巻町一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項及び議会総合条例第9条第5号の規定によりまして、専決処分いたしましたので、同法第180条第2項の規定によりまして、ご報告いたします。

4ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。令和元年7月31日付けでの専決処分でございます。

5ページをお願いいたします。

葛巻町条例第4号でございますが、葛巻町一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例でございまして、改正の趣旨でございますが、学校教育法等の一部改正によりまして、専門職大学の制度が新設され、専門職大学の前期課程を修了した者には、短期大学士、短期大学卒業者の学位が与えられることとされたことに伴い、所要の規定の整備を行ったものでございます。

条文といたしましては、第2条、技術管理者の資格規定6号と7号に、専門職大学に係る内容を加えたものでございます。今回の改正は、法律の改正等が行われた際の確認不足により改正が遅れたものでございまして、本来であれば、平成31年3月に改正する内容でありますことから、施行日につきましては、公布の日からの施行し、平成31年4月1日からの遡及適用させていただくものでございます。

今後につきましては、このような事案が発生しないように、法規担当課を中心にチェック体制を構築し、適切に対応してまいります。

以上、報告3件の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（中崎和久君）

これで、説明を終わります。

これから、質疑に入ります。報告第5号、平成30年度葛巻町の健全化判断比率について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

報告第5号、平成30年度葛巻町の健全化判断比率についてを、終わります。

次に、報告第6号、平成30年度葛巻町の資金不足比率について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

報告第6号、平成30年度葛巻町の資金不足比率についてを、終わります。

次に、報告第7号、葛巻町一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

報告第7号、葛巻町一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告についてを、終わります。

次に、日程第7、議案第32号、令和元年度葛巻町一般会計補正予算（第2号）から、日程第19、同意第1号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてまでの13議案を、一括議題とします。

順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（鈴木重男君）

はじめに、人事案件でございます。

議案第39号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住所、葛巻町葛巻第21地割116番地4。氏名、上小路隆男。生年月日、昭和29年11月7日生まれ。

次に、同意第1号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて。

次の者を教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、葛巻町江川第16地割8番地1。氏名、中六角保広。生年月日、昭和42年5月24日生まれ。任期につきましては、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの4年間とするものであります。経歴書につきましては添付しておりますので、お目通しをいただきますよう、お願い申し上げます。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（山下弘司君）

それでは、補正予算をご説明申し上げます。一般会計補正予算書と議案資料のご準備をお願いいたします。

議案第32号、令和元年度葛巻町一般会計補正予算（第2号）でございます。

今回の補正は、歳出では、財政調整基金等積立金、児童福祉事業管理経費及び道路維持管理経費などを増額し、歳入では、地方交付税、国庫支出金を増額し、町債の減額などが主な内容でございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に193,283,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ7,424,072,000円とするものでございます。

第2条、地方債の補正でございます。

5ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正、今回の補正は変更1件でございまして、臨時財政対策債でございますが、今般、令和元年度の普通交付税の算定に併せまして、臨時財政対策債の額も確定いたしましたことから、限度額の補正でございまして、補正後の額を16,601,000円減額し、103,399,000円とするものでございます。

9ページをお願いいたします。

事項別明細書、歳出の主な内容でございますが、2款、総務費、1項、6目、企画費の19節、負担金補助及び交付金、定住対策住宅取得支援事業でございますが、平成29年度、30年度の実績に応じて予算を確保しておりましたのですが、当初見込んでいた件数よりも申請件数が多く、当初予算に不足が生じる見込みとなったことから、2,500,000円を増額するものでございます。その下の10目の基金管理費、1、財政調整基金等積立金149,998,000円ですが、地域づくり振興基金、公共施設等整備基金への積み立てでございます。

10ページをお願いいたします。

3款、民生費、2項、1目、児童福祉総務費13節、委託料、子ども子育て支援システム改修業務6,545,000円ですが、国による10月からの幼児教育、保育の無償化が実施されることに伴い、制度導入に係る子育て支援システムの改修経費を計上するものでございます。

12ページをお願いいたします。

8款、土木費、2項、2目、道路維持費、15節、工事請負費、道路長寿命化修繕工事17,000,000円でございますが、国の防災安全交付金が当初の予定より多く配分があ

ったことから、配分に応じた補正でございまして、計画区間を前倒しして、長寿命化を図ろうとするものでございます。

次に、歳入でございまして、戻っていただきまして、8ページをお願いいたします。

上から2段目、9款、地方交付税、1項、1目、1節の普通交付税187,029,000円の増額補正でございまして、今年度の普通交付税の額が確定したことに伴い、実績による計上でございまして、なお、総額では、平成30年度より74,768,000円、2.6パーセント増の2,937,029,000円となるものでございまして。

13款、国庫支出金、2項、2目、2節、児童福祉費補助金、子ども子育て支援事業費補助金6,845,000円の増でございまして、先ほど歳出で説明いたしました、子ども子育て支援システム改修業務等に係る国の補助金10分の10の補助率となるものでございまして。同じく、国庫支出金、5目、1節、社会資本整備総合交付金15,400,000円の増でございまして。歳出で説明いたしました土木費の道路長寿命化修繕工事に係る国の交付金で、改良事業に係る分でございまして、59.5パーセントの補助率となるものでございまして。

20款、町債、1項、9目、臨時財政対策債は、普通交付税の振替分となりますが、16,601,000円の減、今年度の交付額が確定したことに伴い、実績による減額補正でございまして。

議案32号については、以上でございまして。

議案集に戻っていただきまして、7ページをお願いいたします。

議案第34号、印鑑条例の一部を改正する条例でございまして。

改正の趣旨、概要でございまして、本案件につきましては、住民基本台帳法施行令及び印鑑登録証明書事務処理要領の一部改正に伴い、住民票の氏名に旧氏の併記が可能となることから、印鑑登録及び証明書の発行に関して同様の整備を行うもので、第4条、第5条、第13条、第15条の改正となるものでございまして。また、第4条、第15条については、性的少数者等の人権への配慮等から登録証明事項の男女別の項目を削除し、印鑑登録原票の登録や、証明書の発行方法等について、現行の住基システムに合わせて電磁的方式に係る文言を盛り込むものでございまして。

附則でございまして、施行日は、令和元年11月5日からの施行とするものでございまして。

次に、10ページをお願いいたします。

議案第35号、葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございまして。

議案資料の2ページをお願いいたします。

特定教育・保育施設条例等の一部改正に関わるものでございまして。

1の葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例ですが、(1)改正の趣旨でございまして、この条例は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正する省令の公布に伴い、所要の整備を行うものでございまして。

(2)の改正の背景でございまして、家庭的保育事業は0歳から3歳児以下を対象として、少人数を対象に家庭的な雰囲気の下できめ細やかな保育の提供を行う事業というこ

とありますが、この家庭的保育事業を行う事業所等は個人事業者が約8割を占める状況にあり、代替保育、自園調理、連携施設の確保などの要件全て満たした事業者は半分程度しかない状況にあるということから、事業者や利用者を増やし、待機児童の解消の手立てとすること等を目的として、要件の緩和や現行の経過措置の延長などの措置を講ずるものであります。なお、この条例につきましては、本案に該当する施設はございません。

(3) 条例改正の概要でございますが、第6条で連携施設の要件について、市町村長が認めた場合における連携施設の確保義務の緩和するものでございます。②の第16条ですが、食事の提供の特例として、市町村が適当と認める事業者からの食事の外部搬入を可能とするものでございます。③附則第2項、3項は、食事の提供の経過措置のうち自園調理に関する経過措置期間を10年に規定するものでございます。④附則第4号では、連携施設に関する経過措置の期間をさらに5年間延長する改正となります。

附則でございますが、施行日は、令和元年10月1日とするものでございます。

次に、15ページをお願いいたします。

議案第36号、葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正する条例についてでございます。

議案資料の2ページの中段、2の葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例でございます。

まず、(1)改正の趣旨でございますが、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

(2)の条例改正の背景ですが、子ども・子育て支援の内容及び水準については、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加えて、子どもの保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されるよう、対象施設等を利用した際に要する費用の支給、費用負担、子どものための教育・保育給付の利用負担上限額の無償化等、改正法の施行に伴う子育ての施設等利用給付関係の規定の新設などの措置を講ずるほか、幼児教育、保育の無償化の観点から、市町村の確認を受けた施設等の利用に関し、新たに給付制度を創設する等の措置を講ずるものであります。なお、本条例案につきましても、町内に該当する施設はございません。

(3)改正の概要でございますが、条例の題名ですが、葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例に改正するものでございます。②が第2条、用語の改正でございます。③第3条が食事の提供に要する費用の取り扱いの変更となります。④第35条、第37条、法第58条の4第2項の内閣府令で定める基準の新設。⑤第42条、市町村長が認めた場合における連携施設の確保義務を緩和する改正となるものでございます。

附則ですが、令和元年10月1日からの施行とするものでございます。

次に、43 ページをお願いいたします。

議案第 37 号、葛巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案資料の 3 ページをお願いいたします。

(1)の改正の趣旨でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の整備を行うものでございます。

(2)改正の背景でございますが、放課後児童支援員の基礎資格等については、一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認めた者に対象が拡大されたほか、学校教育法の規定により、学校の教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員の基礎資格として規定しておりましたが、教員免許の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にし、有効な教員免許を取得した者を対象とする規定に改正されたこと、また、放課後児童支援員認定資格研修について、指定都市の長も実施できることなどの措置を講ずるものでございます。

(3)改正の概要でございますが、第 10 条、職員の規定について、放課後児童支援員に対する要件の見直しを行うものでございまして、放課後児童支援員認定資格研修については、指定都市の長も実施できることとされたことに伴う追加と、学校教育法の一部改正に伴う改正、5 年以上事業に従事した者において、市町村長が適当と認めた者も対象となるよう新設するものでございます。

附則ですが、令和元年 10 月 1 日施行とするものでございます。

次に、45 ページをお願いします。

議案第 38 号、葛巻町森林環境譲与税基金条例でございます。

議案資料で要旨、概要を説明させていただきます。4 ページをお願いいたします。

1 の制定の趣旨でございますが、森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費に充てるため、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 27 条に規定する森林環境譲与税を財源として、葛巻町森林環境譲与税基金を設置するものでございます。

2、条例制定の背景ですが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律は、温室効果ガスの排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備に必要な財源を安定的に確保する観点から、国民一人ひとりが等しく負担を分かち合って森林を支える仕組みとして平成 31 年 3 月に成立し、令和 6 年度から課税が開始される予定となっており、これに先立ちまして、平成 31 年 4 月 1 日から施行された森林経営管理法と併せて、令和元年度より森林環境譲与税の譲与が開始されることとされているものでございます。

3、条例制定の概要ですが、森林環境譲与税は、定められた使途で、毎年度、計画的に執行することが想定されておりますが、事業執行上、複数年度分をまとめることが、より効果的であると想定される場合もございまして、基金を設置して事業運用を図ろうとするものでございます。

議案集 45 ページに戻っていただきまして、以下、条例の内容でございますが、第 1 条は、先ほどご説明申し上げました基金設置に係る趣旨を規定してございます。以下、第 2 条が積立ての規定、第 3 条が管理、第 4 条が運用益金の処理、第 5 条が繰替運用、第 6 条が補則の規定でございます。

附則でございますが、令和元年10月1日からの施行とするものでございます。

議案関係は以上でございます、次に決算認定の説明に入らせていただきます。一般会計の決算書と主要の施策の成果に関する説明書を願ひいたします。

それでは、認定第3号、平成30年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。主要な施策の成果に関する説明書を願ひいたします。主に、この資料により概要を説明させていただきます。また、金額等については、百万円未満を切り捨てて申し上げますので、ご了承を願ひいたします。

はじめに総括的な事項でございますが、8ページ、9ページを願ひいたします。

30年度決算総括表でございます。上の段の表でございますが、一般会計と三つの特別会計を合わせました合計(1)の欄、予算額9,354,000,000円に対し、決算額は、歳入が、収入済額、(A)の欄でございますが8,483,000,000円、歳出が、9ページの支出済額、Bの欄でございますが7,645,000,000円となっております。右側のDの欄でございますが、歳入歳出差引額が837,000,000円、これから翌年度へ繰り越すべき財源、E欄、今回は一般会計のみですが、444,000,000円を差し引いた実質収支額、右端の欄でございますが、393,000,000円の黒字決算となったものでございます。これに、中段の企業会計分を加えた町全体の全会計の収支であります。一番下の表、総計(1)+(2)の欄、総額10,669,000,000円の予算に対し、収入済額9,916,000,000円、支出済額が9,035,000,000円でございます。右の矢印の下の実質収支額と企業会計の当年度純利益を合算した全会計を通じての30年度の収支は436,000,000円の黒字でございます、右端のところの実質収支額と企業会計の年度末未処理剰余金を合わせた累計での収支も91,000,000円の黒字となっているものでございます。

12ページを願ひいたします。

一般会計に係る目的別比較表でございます。上の表、歳入の対前年度の欄でございますが、総額では、前年度比650,000,000円、8.3パーセントの減でございます。前年度と比較して減額が大きいのは繰越金で、平成29年度は繰越事業費等の充当財源繰越が665,000,000円、675.5パーセントの増となるなど、例年に比較し繰越金が多額となっております関係で、平成30年度決算においては繰越金が全体で535,000,000円、45.6パーセントの減となったものでございます。次いで、養護老人ホーム葛葉荘の改築工事が完了したことに伴い、老人福祉施設等整備補助金218,000,000円の減をはじめ、平成28年度の台風10号の災害復旧に係る林道施設災害復旧事業費補助金30,000,000円、農業用施設災害復旧事業費補助金25,000,000円の減などにより、県支出金が172,000,000円の減となったほか、町債が、葛葉荘の改築等の完了により114,000,000円の減などとなっております。また、増額は、繰入金382,000,000円、902.3パーセントの増で、要因としては、山村留学寄宿舎建設事業、庁舎建設事業の財源として、公共施設等整備基金から財源を繰り入れたことが主なもので、そのほか、国庫支出金は、公共土木災害復旧事業補助金173,000,000円、56.6パーセントの減となった一方で、社会資本整備交付金が146,000,000円、158.7パーセントの増、学校施設環境改善交付金が65,000,000円皆増となったことにより、全体で19,000,000円、3.1パーセントの増となっております。

下段のところですが、歳出の内訳でございます。前年度比、総額で805,000,000円、11.1パーセントの減の決算でございます。歳出では、土木費、町道茶屋場田子線が245,000,000円で、71.2パーセントの大幅な伸びとなったほか、任意の繰上償還の実施により、公債費が前年比117,000,000円、20パーセントの大きな伸びとなっております。また、減額では、養護老人ホーム葛葉荘と葛巻病院改築事業の完成より、民生費と衛生費が大幅な減額となったほか、台風10号災害復旧事業費等の完了に伴って、災害復旧費も大幅に減額となっております。

13ページの性質別歳出比較表でございますが、1の義務的経費につきましては2,043,000,000円で、前年度比103,000,000円、5.3パーセントの増となり、内訳では、(2)の扶助費が16,000,000円の減額となったほか、(3)の公債費が大幅に増加しておりますが、この主な要因は、任意繰上償還金114,000,000円でございますが、これを除くと、公債費全体では平成29年度と同水準になるものでございます。2の投資的経費につきましては、町道茶屋場田子線、葛巻小学校校舎大規模改修事業、グリーンテージ改修事業等により増となった一方で、災害復旧事業費、養護老人ホーム建設事業、総合運動公園の改修等が完了したこと等による減もございまして、全体では347,000,000円、19.7パーセント減の1,416,000,000円となっております。3のその他の経費のうち、(3)補助費が前年度比482,000,000円、33.7パーセントの減、(4)積立金が148,000,000円、23.5パーセントの減で、この主な要因は、補助費では、葛巻病院の改築の改良に伴い一般会計補助金が482,000,000円の皆減によるもので、また、積立金は、繰上償還金を基金積立ではなく、繰上償還の財源に充てたことによるものでございます。

20ページをお願いします。

主要財政指標でございます。先ほどご報告申し上げました健全化判断比率の関係では、下段の実質公債費比率は、真ん中の点線グラフですが、昨年度より0.9ポイントほど上昇し、6.3パーセントと、6パーセント台になったところでございますが、県内では上位の数値となっているものでございます。

次のページの将来負担比率につきましては、点線のグラフでございますが、24年度から29年度まではゼロでございましたが、30年度は健全化判断比率でご説明したとおり皆増となり、16.2パーセントとなったところですが、良好な状態が安定的に維持されている状況でございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

基金の状況でございます。全部で12あります積立基金の年度末残高の総額が5,817,000,000円で、自主財源の乏しい本町の財政事情にあっては、健全財政を確保するために極めて重要な機能でございます。中でも、公共施設等整備基金は、多額の財源を必要とする施設整備のために総額の約6割に相当する3,274,000,000円を積み立て、更新時期を迎えている公共施設の整備等に備えている状況でございます。

30ページをお願いいたします。

下段のグラフでございますが、地方交付税の推移でございます。前年度比較で、普通交付税が、平成20年度発生した、いわゆるリーマンショックに対応した景気後退対策の措置がなくなったことなどにより30,000,000円の減、特別交付税が1,000,000円の

減となり、この結果、全体の総額では31,000,000円、1パーセントの減額でございます。平成29年度とほぼ同水準となったところでございます。

36ページをお願いいたします。

町税の徴収率でございますが、徴収は現年課税分の着実な収納に重点をおいて取り組んでいるところでございまして、その結果、年々少しずつではございますが改善してきており、特に普通税の現年課税分は3年連続で99パーセントを確保してございますし、38ページでございますが、国保税も現年分で97パーセント台を確保しております。

40ページ、41ページをお願いいたします。

徴収率の改善は収入未済額の減少に直結するわけですが、特に国保税は、ピークであった平成18年の総額99,000,000円が30年度には48,000,000円までに半減しております。このほか、30年度からはコンビニ納付のシステム運用を実施するなど、住民の方々の納付環境の向上にも取り組んでいるところでございます。

52ページ、53ページをお願いいたします。

地方債の借入状況でございます。一般会計では、全35起債事業に対しまして、前年度比114,000,000円の減の総額854,000,000円の借り入れでございます。町債の発行にあたっては、後年度の財政負担を踏まえ、過疎債、辺地債等、いわゆる地方交付税の算入率の高い地方債を優先しており、30年度の場合、借入額の99.4パーセントが70パーセント以上の交付税措置がある起債となっており、健全財政の確保に努めているところでございます。

次に、主な事業の概要でございます。新規事業を中心にご説明を申し上げます。所管課ごとに整理してございますので、予算科目が前後しますが、ご了承をお願いいたします。

まず、65ページをお願いいたします。

企画管理経費の事業でございますが、上から二つ目の行、姉妹町村等交流事業、姉妹町村の沖縄県北中城村との交流事業ですが、平成元年8月に姉妹町村の盟約を締結し、これまで様々な交流を行ってきておりますが、今年が盟約締結30周年ということで、2月7日に北中城村から6名の方をお迎えして記念祝賀会を森のこだま館で開催したところでございます。同じく65ページの下から二つめの表、地域情報化推進事業のその他の業務でございます。昨年10月にトヨタグループ7社と締結をいたしました、まちづくりに関する包括連携協定の取り組みの一環として、町民への情報配信手段の多様化と町外との交流の強化を目的とした情報配信アプリ ライフビジョンを、災害警戒情報をワンオペレーションで配信する既存の防災連携システムとの連携を含めたシステム構築と併せて整備を図ったところでございまして、運用につきましては今年度4月から開始しているところでございます。

66ページをお願いいたします。

協働のまちづくり推進事業経費の一番下の表、集会施設整備工事でございます。地域コミュニティの活性化を図るため、老朽化している泉田地区の公民館の改修を、費用負担など地域の協力をいただき、町立集会所として整備を行ってございます。町産材を多く使用した平屋の木造施設で、太陽光発電設備により有事の際の電力も確保しながら、身障者用トイレ、シャワールーム等も完備した宿泊も可能な施設整備を図ったところで

ございます。

67 ページをお願いいたします。

定住対策推進事業経費の一つ目の表、移住者の状況でございます。30 年度の実績は 18 世帯、26 人の方から移住いただきまして、特に 1 ターン、家族世帯が年々増えてきており、ここ数年の世帯向け定住住宅やいらっしやい住宅等の支援等の効果が表れてきていると認識してございます。同じく 67 ページの上から 4 段目の表、定住促進住宅の整備内容でございますが、移住・定住対策の一環として重点的に進めております住環境の整備でございます。いずれも平成 29 年度の繰越事業でございます。小屋瀬子育て支援住宅、いらっしやい住宅ですが、1 棟、田の沢定住住宅 1 棟、子育て世帯住宅を整備するとともに、併せて、小屋瀬いらっしやい住宅、田の沢、下町の定住促進住宅の駐車場等の外構工事を実施し、住環境の工事を図ってございます。なお、その下の定住促進住宅の入居状況でございますが、8 月末現在で 26 戸中 21 戸の入居となっており、入居率は 81 パーセントとなっているところでございます。次に、一番下の住宅取得補助金の交付状況でございます。29 年度から定住対策住宅取得支援事業及び移住希望者の町内での住宅取得を支援する子育て世代住宅取得支援事業を実施してきており、30 年度につきましては、合わせて 7 世帯から制度を活用いただいたところでございます。

68 ページをお願いいたします。

一番下の表、ふるさと納税の状況でございます。地場産品以外の換金性の高い高額な返礼品等が問題となり、総務省が返礼品を寄付額の 3 割以内の額に規定したことなどによりまして、納付者のメリットが縮小したような形になりまして、ふるさと納税の関心も全国的に下がったようなところがございまして、当町でも前年度比で、件数で 115 件、寄付額で 1,522,000 円の減で、件数では 341 件、寄付額 9,245,000 円の実績となっております。

70 ページをお願いいたします。

観光事業経費、各種振興事業の概要のうち、くずまき型 DMO 形成促進事業では、交流人口の拡大による地域経済の活性化、特に若者の雇用創出、女性の活躍の場を創出するために、町内の若者や女性が中心となった活動を展開していただいている中で、昨年度はまちなかエリアビジョンを作成するとともに、新たな観光資源の開発としてサイクルツーリズムの推進のための体制づくり等を進めたところでございます。このような取り組みの中から、30 年度にまちづくり会社が 1 社起業したところであり、大きな成果と受け止めているところでございます。一つ飛んで、ふれあい宿舎グリーンテージ管理経費のところでございますが、グリーンテージ改修工事でございます。平成 5 年にオープン以来 25 年あまり経過した関係で老朽化が進んできておりました本館全般の改修工事を、事業費 213,000,000 円で実施し、さらなるサービスの向上を図ったところでございます。

72 ページをお願いいたします。

特定施策推進事業費の一つ目、葛巻型インターンシップ受入事業でございます。若者の人材確保、町内への就職促進を目的に 29 年度から取り組んでいる事業でございます。県立大学、岩手大学等の学生 20 名を延べ 15 日間受け入れ、第 3 セクター、役場での職

場体験や交流等を通じて、町の魅力を伝える取り組みを行ったところでございますが、受け入れた学生の中から、1名ですが、町職員として採用にもつながってきているところでございます。同じく72ページの一番下の庁舎等建設事業費では、新庁舎建設に係る基本設計等の業務を実施したところでございます。

79ページをお願いします。

こころの健康づくり推進事業費のうち、上から四つ目の表、強化モデル事業、重要課題のひとつであります自殺予防対策の取り組みでございまして、ゲートキーパー養成、ネットワークの強化等の取り組み等を進めてきたことによりまして、実績では、単年度比較では増減がございしますが、ここ10年の動きでは、20年度から24年度までの5年間では平均5.4人でございましたが、25年から29年度までの5年間では2人と減少している状況でございします。

81ページをお願いいたします。

診療対策経費、上から二つ目の看護職員等養成修学資金貸付の状況でございします。30年度は看護師、保健師の2職種に、前年度からの継続分を含めて、合わせて5人の学生に4,600,000円を貸与し、将来の医療職員の養成確保に努めているところでございます。

92ページをお願いいたします。

畜産振興総合対策事業費、上から三つ目の表、畜産労働力負担軽減対策事業、29年度から実施している町単独の事業でございします。2年目の30年度は、1戸の酪農家に対してバークリーナーの整備の助成を行い、管理作業の効率化、労働力の環境の改善、収益の向上等の取り組みを支援してございします。

93ページをお願いいたします。

中段の草地畜産基盤整備事業費及びその下の新しくずまき型畜産体制推進事業費、次の94ページの畜産競争力強化事業費では、新葛巻型酪農構想の実現に向けて、草地造成をはじめ、畜舎、搾乳設備の整備等、個別経営体の規模拡大を支援するとともに、推進組織であります町の畜産クラスター協議会の運営を支援しながら、100年先まで持続し、発展していくための酪農の基盤整備を推進したところでございします。その下の林業総務管理経費、林業振興につきましては、公有林整備事業により、町有林の整備、適正管理を進めるとともに、95ページですが、森林保全特別対策事業によりまして、民有林につきましても人工林の伐採後の再造林を推奨し、また、搬出間伐に対して助成を行うなど、林家の経営安定と健全な森づくりを推進しているところでございします。

100ページをお願いいたします。

道路改良事業費でございします。町道茶屋場田子線のほか2路線について、繰越分を含めまして、総事業費322,000,000円で、路体盛土、路盤工、擁壁設置、用地取得、物件補償、設計業務等を進めたところでございします。一つ飛んで、下の公共土木施設災害復旧事業費につきましては、繰り越し、事故繰越事業を含めまして、台風10号で被災した町道等の道路災害9カ所、河川災害2カ所、橋りょう災害1カ所につきまして、総額151,000,000円で復旧工事を進めたものでございします。

次のページの一番下のところの農業集落排水事業管理経費でございしますが、30年度は町内23世帯に対し、宅内配管に係る水洗化工事の一部、総額9,000,000円を助成し、

水洗化を推進したものでございます。

105 ページをお願いします。

教育の分野でございますが、教育総務管理経費では、学校等の状況に応じまして、これまで学校教育アドバイザー、学力向上支援員、特別支援教育支援員、心の教室相談員 10 名を配置しておりましたが、これに加えて、今年度から外国語活動支援員 1 名を新たに配置し、子どもたちの学習をサポートする学習体制の充実を図ってございます。

106 ページをお願いします。

校舎の改修関係でございますが、下から 2 番目の行、30 年度は葛巻小学校の大規模改修を実施し、ライフライン、暖房設備の更新、屋根の塗装、葺き替え、外壁補修、内壁、床の補修、高効率照明の設置、トイレの改修等、総事業費 213,000,000 円で実施し、児童が安心して学習できる教育環境の充実を図ったところでございます。

109 ページをお願いいたします。

高等教育振興事業費、上から 2 番目、4 年目を迎えました葛巻高校の山村留学制度は、全学年合わせて 7 人の生徒が在籍し、昨年度の 1 名の卒業生に続き、30 年度は 2 名の卒業生を送り出したところでございます。次の開講 2 年目となる公営塾につきましては、全生徒数の約半数 58 人が利用し、学力向上に取り組んでおり、また、これらの実績が葛巻高校の 1 学年 2 学級維持に向けて大きな発進力となっているものでございます。

資料の方は以上でございます、一般会計決算書の 2 ページ、3 ページをお願いします。

歳入でございますが、1 款、町税から、次のページの 20 款、町債まで合わせまして、予算総額 7,964,000,000 円に対し、調定額が 7,256,000,000 円、収入済額が 7,221,000,000 円でございます。

6 ページ、7 ページをお願いします。

歳出でございますが、1 款の議会費から、次のページの 14 款、予備費まで合わせまして、支出済額が 6,426,000,000 円でございます。

この結果、欄外の歳入歳出差引残額は 794,000,000 円でございます。なお、翌年度繰越額の欄 1,170,000,000 円がございまして、繰越明許費により令和元年度に繰り越した町道茶屋場田子線道路改良事業、山村留学生寄宿舍整備事業、草地畜産基盤整備事業など全 22 事業に係る予算額でございます。

最後のページ、210 ページをお願いします。

一般会計決算の実質収支に関する調書でございます。3 の歳入歳出差引額ですが、先ほどの 794,864,000 円、これに対して、翌年度へ繰り越すべき財源、こちらは一般財源ベースですが、合わせて 444,146,000 円でございます。歳入歳出差引額から翌年度への繰越財源を差し引いた実質収支額が 350,718,000 円となったものでございます。

一般会計は以上でございます、次に、特別会計をお願いします。

最初に、認定第 4 号、平成 30 年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

国保会計決算書の 1 ページ、2 ページをお願いします。

歳入でございますが、1 款の国民健康保険税から 9 款の町債まで合わせまして、予算額 1,093,000,000 円に対し、調定額 1,024,000,000 円、収入済額が前年対比 336,000,000

円、25.6パーセントの減の975,000,000円でございます。

3ページ、4ページお願いします。

歳出でございますが、1款の総務費から10款の予備費まで合わせまして、支出済額が前年度比299,000,000円、24パーセント減の946,000,000円でございます。歳入歳出差引残額が28,000,000円となっております。前年度実績費減の主な要因は、平成30年度からの国保の都道府県化に伴い、国保会計の仕組みが変わったことによりまして、歳入では保険給付費に要する交付金や負担金、また、歳出では国保事業を行うための納付金や拠出金を県が管理を行い、町の特別会計を経由しなくなったことにより、歳入歳出の決算額がそれぞれ160,000,000円ほど減額となったものでございます。また、平成29年度は葛巻病院の改築にあたりまして、国保特別調整交付金95,000,000円の国庫補助金を受けて病院会計に繰り出しておりましたので、その分の減で、30年度決算額が減額となったものでございます。

33ページをお願いいたします。

国保会計の実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差引残額が28,977,000円に対しまして、繰越事業はございませんので、翌年度へ繰り越すべき財源はゼロであり、実質収支額が歳入歳出差引額と同額の28,977,000円となるものでございまして、前年度比36,000,000円の減でございます。

次に、集排会計をお願いします。

認定第5号、平成30年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

1ページ、2ページお願いします。

歳入でございますが、1款、分担金及び負担金から9款、町債まで合わせまして、予算額215,000,000円に対し、調定額が209,000,000円、収入済額前年度比1,000,000円、0.5パーセント増の209,000,000円でございます。

3ページ、4ページお願いします。

歳出でございますが、1款、総務費から5款、予備費までを合わせまして、支出済額が前年度比2,000,000円、1.4パーセント増の199,000,000円でございます。なお、町整備型浄化槽の整備実績は、前年度より5基少ない22基を整備してございます。歳入歳出差引残額は、前年度より1,000,000円減の9,000,000円の例年ベースの決算額でございます。

21ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差引残額が9,301,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源、事務経費はございませんことから、実質収支額も同額の9,301,000円となるものでございます。

次に、後期高齢者医療会計をお願いします。

認定第6号、平成30年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

1ページ、2ページお願いいたします。

歳入でございますが、1款、後期高齢者医療保険料から6款、諸収入まで合わせまし

て、予算額 81,000,000 円に対して、調停額 77,000,000 円、収入済額が前年度比 6.8 パーセント増の 77,000,000 円でございます。

3 ページ、4 ページお願いします。

歳出でございますが、1 款、総務費から 4 款の予備費まで合わせまして、支出済額が、前年度比 5.8 パーセント増の 73,000,000 円、歳入歳出差引残額は 4,000,000 円となり、歳入歳出とも例年並みの決算額でございます。

最後に、17 ページお願いします。

実質収支に関する調書でございます。3、歳入歳出差引残額が 4,466,000 円でございます。実質収支額も同額の 4,466,000 円となるものでございます。

以上で、提案理由並びに 30 年度決算の概要の説明を終わらせていただきます。慎重ご審議の上、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（中崎和久君）

次に、病院事務局長。

病院事務局長（大久保栄作君）

議案第 33 号、令和元年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、資本的収入及び支出の予定額を補正するもので、増額となるものです。1 ページの第 3 条、資本的収入及び支出でございますが、収入の第 1 款、資本的収入の第 1 項、企業債を 1,300,000 円増額いたしまして 6,000,000 円とし、同じく、第 4 項、補助金を 700,000 円増額いたしまして 3,880,000 円とするものでございます。支出でございますが、第 1 款、資本的支出の第 1 項、建設改良費を 2,000,000 円増額いたしまして 10,231,000 円とするものです。

次に、2 ページをお開き願います。

第 4 条、企業債でございます。起債の目的であります医療器械整備事業について、変更後の限度額を 6,000,000 円とするものでございます。

次に、3 ページをご覧願います。

支出でございますが、1 款、1 項、2 目の医療器械器具として、検査業務の負担軽減を図るため、操作性が簡単で、測定処理能力の高い血液検査を行う機器であります臨床化学分析装置を新たに導入するため、2,000,000 円を増額するものでございます。収入につきましては、建設企業債 1,300,000 円、県補助金 700,000 円を財源として、それぞれ増額するものでございます。

以降の 4 ページから 5 ページの予定キャッシュフロー計算書と、6 ページから 7 ページの予定貸借対照表につきましては、今回の補正額を反映させたものでございますので、お目通し願います。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

ここで、11時45分まで休憩します。

（休憩時刻 11時32分）

（再開時刻 11時45分）

議長（中崎和久君）

休憩中のところ、再開をします。

ここで、監査委員の決算審査の結果について、報告を求めます。

代表監査委員、馬淵文雄君。

代表監査委員（馬淵文雄君）

お疲れ様でございます。

平成30年度の一般会計と三つの特別会計の決算審査が終了しておりますので、その意見書を報告いたします。お手元に配布されております資料をご覧になっていただきたいと思っております。

平成30年度葛巻町一般会計及び特別会計決算並びに基金の運用状況審査意見書。地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により審査に付されました、30年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況について、決算書、附属書類及びその他関係諸帳簿等を審査しましたので、次のとおり意見を付します。

審査の対象ですが、30年度一般会計及び3特別会計の歳入歳出決算及び各会計の歳入歳出決算事項別明細書等の附属書類並びに基金の運用状況調書でございます。

審査の期間は、令和元年7月22日から8月21日までであります。

審査の方法ですが、町長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況調書について、関係法令に準拠して作成されているか確かめ、予算が適正かつ効率的に執行されているか、また、計数に誤りがないか関係諸帳簿及び証書類との照合を行い、例月出納検査結果も参考に審査しました。

審査の結果ですが、一般会計、特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書は法令に準拠して作成されており、これらの計数は、関係諸帳簿及び証書類と照合した範囲では、いずれも誤りがないものと認められました。一般会計、特別会計歳入歳出予算の執行状況は、概ね予定されたとおり適正に執行されているものと認められました。基金の運用状況については、関係諸帳簿等と照合したところ計数に誤りがなく、適正に運用されているものと認められました。財産に関する調書については、関係諸帳簿等と照合したところ計数に誤りがないものと認められました。

次に、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要を申し上げます。なお、決算状況などの具体的な数値を各項目で表に掲載しておりますが、表の内容の説明につきましては割愛させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

はじめに、一般会計及び特別会計の決算状況は次の表のとおりで、全会計とも黒字決算になっております。

次に、一般会計の概要ですが、30年度一般会計の歳入歳出決算は、次の表のとおりで、歳入総額7,221,190,000円、歳出総額6,426,330,000円、差引き794,860,000円です。歳入決算額は7,221,190,000円で、予算額に対し、収納率90.7パーセントであり、収入調定額に対しては99.5パーセントの収納率となっております。歳出決算額は6,426,330,000円で、執行率80.7パーセントです。また、翌年度繰越額が1,170,230,000円で、不用額は367,940,000円となっております。

次に、実質単年度収支の状況につきましては次の表のとおりであり、単年度収支及び実質単年度収支は、それぞれ赤字となっております。

次に、財政運営の状況につきましては次の表のとおりとなっております。前年度に比べて、財政力指数が0.01ポイント、経常一般財源比率が0.4ポイント、公債費比率が0.6ポイント改善している一方、経常収支比率が0.9ポイント悪化しております。全般的には財政運営の健全性が維持されている状態にあります。

次に、一般会計の歳入決算額ですが、7,221,970,000円で、前年度と比較しまして650,840,000円、8.3パーセントの減となりました。内訳は次の表のとおりです。前年度と比較した歳入の増加の特徴は、繰入金382,500,000円、902.3パーセントの増などです。これは、山村留学生寄宿舎整備事業及び庁舎等建設事業の財源として、公共施設等整備基金から294,800,000円を取り崩したことが主な要因です。一方、歳入の減少の特徴は、繰越金535,990,000円、45.6パーセントの減などです。29年度決算では繰越事業費等充当財源繰越金が665,760,000円、675.5パーセント増となるなど、例年よりも繰越金が多額でありましたが、30年度決算では平均的な額に戻ったことが要因でございます。地方交付税は、全体では31,590,000円、1.0パーセントの減となりました。

次に、町税の状況につきましては次の表のとおりです。町税収入は、調定額512,130,000円に対し、収入済額が477,210,000円で、前年度と比較して、調定額で2,400,000円、0.5パーセントの減、収入済額で850,000円、0.2パーセントの減となりました。また、不納欠損額は840,000円皆増となりました。町税全体の徴収率は93.2パーセントで、前年度から0.3ポイント増となりました。現年課税分の徴収率は99.0パーセントと、3年続けて99パーセント台に達しました。滞納繰越分の徴収率は17.1パーセントと、前年度と比較して2.4ポイント増となっており、町税徴収対策の効果が表れております。町税徴収対策本部と県滞納整理機構との連携による相乗効果の表れであり、高く評価するものであります。

次に、歳入全般における収入未済額の内訳は次の表のとおりです。前年度との比較では、町税が2,390,000円、6.6パーセント、分担金及び負担金が140,000円、48.4パーセントの減などとなり、歳入全般の収入未済額は、前年度比2,760,000円、7.5パーセントの減となりました。収入未済額の対策は、町税全般では差押えなどを含めた滞納整理が功を奏しており、課長等職員による訪問催告などの効果が表れていると感じます。

次に、一般会計の歳出決算額は6,426,330,000円で、前年度と比較して805,430,000

円、11.1パーセントの減となりました。目的別歳出の内訳は次の表のとおりです。前年度と比較した目的別歳出の増加の特徴は、土木費246,970,000円、71.2パーセントの増などであり、これは、町道茶屋場田子線道路改良事業費213,400,000円、223.6パーセントの増が主な要因です。一方、前年度と比較した歳出の減少の特徴は、民生費526,470,000円、30.7パーセントの減などであり、これは、養護老人ホーム葛葉荘改築事業費493,150,000円皆減の減が主な要因です。

次に、性質別歳出の内訳につきましては次の表のとおりです。前年度と比較した性質別歳出の増加の特徴は、義務的経費の公債費114,930,000円、19.5パーセントの増などであり、これは、任意繰上償還114,700,000円皆増の増が主な要因です。一方、前年度と比較した性質別歳出の減少の特徴は、その他の経費の補助費等482,080,000円、33.7パーセントの減などであり、これは、葛巻病院建設事業一般会計補助金486,070,000円皆減の減が主な要因です。

続きまして、特別会計の歳入歳出決算の概要について申し上げます。30年度の特別会計の決算を合算しますと、次の表のとおりで、歳入総額1,262,390,000円、歳出総額1,219,650,000円、差引き42,740,000円です。前年度と比較し、国民健康保険事業勘定が300,000円、0.6パーセントの減、農業集落排水事業が50,000円、8.4パーセントの減、後期高齢者医療事業が10,000円、86.8パーセントの増となりました。

次に、各特別会計の決算状況について申し上げます。

はじめに、国民健康保険事業勘定特別会計の歳入歳出決算ですが、歳入総額975,150,000円、歳出総額946,170,000円で、差引残高は28,970,000円です。国保税の収入済額は177,270,000円で、調定額に対し77.9パーセントの徴収率となりました。近年、収入未済額が減少傾向で推移しております。職員の努力が認められるものであり、併せて、医療給付費の動向に留意し、安定的な健全運営をお願いいたします。

次に、国民健康保険税の徴収状況は次の表のとおりです。前年度に比べ、調定額及び収入済額がともに減少し、不納欠損額が滞納分で310,000円となりました。徴収率は77.9パーセントで、前年度比1.5ポイントの減となりましたが、収入未済額が減少しており、滞納整理の努力が認められます。

次に、農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算ですが、歳入総額209,250,000円、歳出総額199,940,000円、差引残高9,300,000円です。分担金等の収入未済額が、前年度比50,000円、8.4パーセント減少しました。長期滞納者の定期的接触などにより、納付の状況が見えるようになっております。

次に、後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出決算ですが、歳入総額77,980,000円、歳出総額73,520,000円、差引残高は4,460,000円です。保険料の収入済額は39,710,000円で、調定額に対し100パーセントの徴収率となりました。後期高齢者医療保険料の徴収状況は次の表のとおりです。前年度に比べて、調定額及び収入済額がともに増加しておりますが、普通徴収分の徴収率が、前年度に比べて0.1ポイント減少しています。

終わりに、総括を申し上げます。30年度決算は、すべての会計で黒字決算となり、財政調整基金や公共施設等整備基金などの積立基金残高は5,817,400,000円で、前年度に比べて60,200,000円、1.0パーセントの増となりました。また、地方債の全会計の

合計残高は13,688,610,000円で、前年度に比べて499,920,000円、3.8パーセントの増となりました。これは、グリーンテージ大規模改修事業など、施設整備事業に充てる借入金の増加によるものでございます。

歳入では、普通税において前年度の徴収率を上回りました。収入未済額も減少しており、職員各位の徴収取り組みに対する創意工夫の成果が表れております。また、不能欠損額を計上しておりますが、滞納繰越分については徴収を基本としながら、事案によっては地方税法に基づいた滞納処分手続きを視野に入れるなど、適切に管理されますようお願いいたします。

町の緊急の課題である人口減少では、転出入による住民の減少数が緩和するなど、成果が表れております。また、定住対策のほかに、山村留学生寄宿舍整備など葛巻高校の存続支援による地域の活力維持、地区公民館整備など自治会活動の支援、タクシー利用助成による高齢者、障がい者の外出支援、町道茶屋場田子線整備事業の順調な進捗など、町民が幸せを実感できる町づくりを推進していることが感じられます。今後は、新庁舎等整備の構想が具体化されますが、人口減少社会の中においても、山村のモデルとなる町、住んでみたい町、住んでいて良かった町づくりを目指して、各種施策に取り組むことを引き続き期待いたします。結びに、町勢発展と町民福祉のさらなる向上を実現されますようお願いし、決算審査の報告といたします。

議長（中崎和久君）

これで、監査委員の報告を終わります。

ただいま議題となっております、議案第32号から同意第1号までの13議案については、葛巻町議会総合条例第46条第1項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。

ただいま、輝くふるさと常任委員会に付託しました13議案について、今会議中に審査を終え、9月13日の最終本会議で委員長の報告を求めたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号から同意第1号までの13議案については、9月13日の最終本会議で、委員長の報告を求めることに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

なお、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しました議案の審査につきましては、9月10日に行いますので、ご承知願います。

本日は、これで散会します。

ご苦労様でした。

（散会時刻 12時04分）